

東大阪市教育委員会令和元年11月定例会

1 日 時 令和元年11月18日（月）

開会 午後2時00分

閉会 午後2時17分

2 場 所 市庁舎18階 会議室1及び会議室2

3 出席者 （委員）

教育長	土 屋 宝 土
教育長職務代理人	堤 晶 子
委 員	秦 卓 宏

（出席説明員）

教育次長	大 原 俊 也
教育次長	諸 角 裕 久
教育総務部長	北 林 康 男
学校教育部長	岩 本 秀 彦
社会教育部長	福 原 信 吾
学校教育部参事	森 田 好 一
教育政策室長	山 本 清 弥
小中一貫教育推進室長	出 口 博 文
教育総務部次長	杉 本 篤 史
学校教育部次長	来 田 茂
人権教育室長	竹 中 重 雄
教育センター所長	根 井 加 奈 美
社会教育部次長	安 井 晶

（出席補助説明員）

社会教育部次長	上 田 博 史
文化財課長	仲 野 貴 彦

4 議 事

(土屋教育長)

ただ今から、東大阪市教育委員会令和元年11月定例会を開会いたします。

本日の会議録署名委員は秦委員にお願いいたします。

なお、村上委員及び山中委員につきましては、本日の会議を欠席する旨の届出がされておりますので、ご報告致します。

本日の会議でございますが、日程第1「議案第51号 東大阪市立児童文化スポーツセンターの指定管理予定候補者決定の件」から日程第4「報告第9号 委員会付議事項臨時代理処理の件」までを議題といたします。

それでは、議案の説明をお願いいたします。

(大原教育次長)

それでは、議案の説明をさせていただきます。

日程第1「議案第51号 東大阪市立児童文化スポーツセンターの指定管理予定候補者決定の件」につきましては、花園中央公園エリア活性化の施策として、当該エリアの施設を令和2年10月1日から一体管理させる指定管理者を公募しているため、令和2年4月からの半年間については、現指定管理者である東大阪市文化振興協会・NTT ファシリティーズ共同事業体を指定管理予定候補者と決定するものでございます。指定期間は令和2年4月1日から令和2年9月30日までの半年間となっております。

続きまして、日程第2「議案第52号 旧河澄家の指定管理予定候補者決定の件」につきましては、公募による選定の結果、株式会社アスウェルを指定管理予定候補者と決定するものでございます。指定期間は令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間となっております。

続きまして、日程第3「議案第53号 東大阪市立花園地域生涯学習ルームの指定管理予定候補者決定の件」につきましては、非公募による選定の結果、東大阪市立花園地域生涯学習ルーム管理運営委員会を指定管理予定候補者と決定するものでございます。指定期間は令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間となっております。なお、地域住民で組織する団体が管理することで、当該施設の設置目的を効果的に達成することができるため、非公募としております。

続きまして、日程第4「報告第9号 委員会付議事項 臨時代理処理の件」につきましては、急施を要し、委員会に付議する暇がございましたので、教育長に対する事務の委任等に関する規則第4条第2項の規定に基づきまして、臨時代理処理を行ったものの報告でございます。

臨時代理第22号「東大阪市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則制定の件」につきましては、大阪府教育委員会規則「府立高等学校等の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則」が改正され、障害のある職員の早出遅出勤務制度が新たに規定されましたことに伴い、本市立学校教職員についても同様の取扱いを可能とするため、所要の改正したものの報告でございます。これにより、障がいのある職員が、公務の運営に支障がない場合に限り30分早出から45分遅出まで15分を単位として早出遅出勤務を取得できることとなります。

以上でございます。何とぞよろしくご審議のうえ、ご決定、ご承認を賜われますようお願いいたします。

（土屋教育長）

それでは、ただいまの日程第1「議案第51号」から日程第4「報告第9号」までの案件につきまして、何かご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

（堤教育長職務代理者）

花園中央公園エリア活性化について、一体管理する指定管理者を公募するとのことですが、例えば管理費が削減できるなど市民にとってどのようなメリットがあるか、ご説明いただけますか。

（大原教育次長）

児童文化スポーツセンターは花園中央公園エリア活性化の施策に含まれております。花園中央公園には、市長部局が所管している市民美術センター、花園ラグビー場などがございます。公園の活性化を単体とするのではなく、一帯の施設の管理をあわせていただくことで、効率的かつ効果的に民間活力を発揮していただけたと考えています。その事業の一環で、今回提案させていただいている児童文化スポーツセンターの指定管理予定候補者決定の件は、令和2年9月末日までの半年間を期間としているものです。一体的な管理による具体的な効果につきましては、これから公募をしていく中で、民間事業者からの提案等により、より具体的に効果をお示しできるものと考えています。

（土屋教育長）

花園中央公園エリアには、児童文化スポーツセンター、野球場や陸上競技場を含む花園中央公園、花園ラグビー場、市民美術センターがあります。それぞれの施設ごとに管理をするのではなく、花園中央公園エリアにある施設をひとつにまとめて指定管理を導入するということです。

（堤教育長職務代理者）

それは収益性のあるものなのですか。例えば、てんしばなどは収益がでて、それが学校教育の施設などに充てられていると聞いたことがあります。今回の一体管理は、例えば収益がでてそれが市に還元されるなどという制度なのでしょうか。

（大原教育次長）

収益の一部が市に入るという制度ではございません。飲食店等が入り、また、民間活力による一体管理での効率的な運営により、魅力ある公園になり一帯の施設の利用者増等に繋がれば、それが市民サービスの向上となると考えています。

（土屋教育長）

他にございませんか。

(各委員)

(なしの声あり)

(土屋教育長)

それでは、ただいまの日程第1「議案第51号」から日程第4「報告第9号」までの案件につきましては、いずれも原案のとおり、可決及び承認することにご異議ございませんか。

(各委員)

(異議なしの声あり)

(土屋教育長)

ご異議なしと認めます。日程第1「議案第51号」から日程第4「報告第9号」までにつきましては、いずれも原案のとおり、可決及び承認することと決しました。

(土屋教育長)

次に、口頭報告をお願いいたします。

(教育政策室より概要を一括報告)

・感謝状の贈呈

施設整備課 1件

・後援名義

学校教育推進室 3件

人権教育室 1件

社会教育課 3件

青少年スポーツ室 10件

(土屋教育長)

この際ですので、ご質問、ご意見等はございませんか。

(各委員)

(なしの声あり)

(土屋教育長)

本日予定いたしておりました議案審議はこれで終了いたしました。本日の会議はこの程度でとどめたいと存じますが、ご異議ございませんか。

(各委員)

(異議なしの声あり)

(土屋教育長)

ご異議なしと認めます。それでは次回の日程を事務局よりお願いします。

(事務局より)

12月定例会につきましては、令和元年12月16日(月)午後2時開会を予定しております。

(土屋教育長)

それでは、これもちまして、令和元年11月定例教育委員会を閉会いたします。委員の皆様方、また、ご出席の皆様、大変ご苦勞様でした。

会議録署名委員

東大阪市教育委員会教育長	土 屋 宝 土
東大阪市教育委員会委員	秦 卓 宏